

第2期 湯沢市空家等対策計画 概要版

1. 空家等対策の基本的な方針に関する事項【計画 7項～8項】

1-1 計画の対象【計画 7項】

- ・市内全域の空家等を対象

1-2 基本的な方針【計画 7項～8項】

- (1)所有者等による空家等の適切な管理の促進【計画 12項】
 - ・所有者等の責務の周知
 - ・市広報紙及び市ホームページ等による情報提供
- (2)空家等の活用の促進【計画 13項】
 - ・空き家バンク制度及び相談窓口の設置
 - ・移住者を対象とした空家の修繕費用の助成
 - ・市広報紙及び市ホームページ等による情報提供
- (3)特定空家等の認定及び措置の実施【計画 14項～18項】
 - ・特定空家等の認定
 - ・特定空家等に対する措置に関する事項
- (4)所有者等による特定空家等の除却の推進【計画 19項】
 - ・「特定空家等解体撤去資金助成事業」の継続実施
- (5)補助事業を活用した空家等対策の推進【計画 20項】
 - ・「空き家対策総合支援事業(国庫補助)」を活用した空家等対策の推進

2. 計画期間【計画 9項】

- ・計画期間 平成31年度から平成35年度までの5年間
- ・更新 市の総合振興計画等との整合性を図る

3. 空家等の調査に関する事項【計画 10項～11項】

- ・空家等の実態調査に関する事項 実施期間:平成31年4月～12月

4. 「基本的な方針」に基づく施策【計画 12項～20項】

- ※ 「1-2 基本的な方針」参照

5. 住民等からの空家等に係る相談対応に関する事項【計画 21項】

- ・適切な管理に関する相談等

6. 空家等対策の実施体制に関する事項【計画 22～23項】

- ・空家等対策協議会の設置に関する事項
- ・空家等対策に係る庁内対策機関の設置に関する事項
- ・空家等の調査など、空家等対策の実施体制に関する事項

7. その他空家等対策の実施に必要な事項【計画 24～25項】

- ・固定資産税における課税標準の特例に関する事項
- ・特定空家等発生未然防止対策について
- ・情報提供による現地調査の実施体制に関する事項